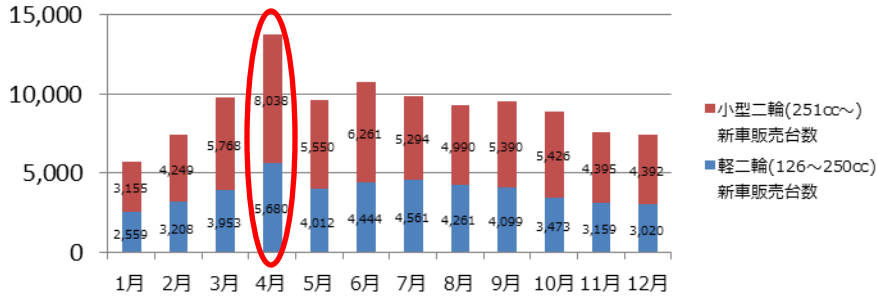


車検と自賠責保険、切れていませんか？

4月に向け暖かくなってきており、久々にバイクに乗るお客様も増えてきています。
お客様の中には、車検や自賠責保険切れのバイクにうっかり乗ってしまっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

■ 2016年新車販売台数(軽二輪届出、小型二輪登録データ)



昨年2016年の新車販売台数のデータに注目すると、4月の最も多く二輪車の登録・届出が行われています。
つまり、**車検や自賠責保険に加入した車両が一番多い月は4月であり、また久しぶりにバイクに乗る方も多いため、車検・自賠責保険が切れている車両が増えてくる傾向があります。**

■ 自賠責保険の主な補償範囲

死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人・遺族)	最高3,000万円
傷害による損害	治療費、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料	● 神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 ・常時介護：最高4,000万円 ・随時介護：最高3,000万円
		● 上記以外 後遺障害の程度により 1級：最高3,000万円～ 14級：最高75万円

自賠責保険は強制保険として自動車を使用する際に契約が義務付けられており、切れている場合は上記賠償金の自己負担が必要です。また、運転者の過失割合で補償金額の減額がなされます。

■ 車検・自賠責保険切れの罰則

【無車検運行/車検切れの自動車を公道で走行した場合】

- 道路運送車両法により6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 違反点数6点

【無保険運行/自賠責保険が切れている自動車を公道で走行した場合】

- 自動車損害賠償保障法により90日の免停と1年6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金
- 違反点数6点

【車検切れの罰金と罰則の最大値について】

- 車検切れ(無車検)と自賠責保険切れ(無保険)2つの違反の両方で捕まると、6点+6点=12点が違反の最大点数になるかという、そういうわけではありません。
- ⇒「違反行為の点数のうち最も高い点数(同じ点数のときは、その点数)が違反点数」となり、車検切れ(無車検)と自賠責保険切れ(無保険)の両方で検挙された場合、違反点数は最大で「6点」

※ご参考：免許停止の違反点数表

免停期間	前歴なし	1回	2回	3回
30日	6～8点			
60日	9～11点	4～5点		
90日	12～14点	6～7点	2点	
120日	免許取消	8～9点	3点	2点
150日	免許取消	免許取消	4点	3点
180日	免許取消	免許取消	免許取消	免許取消

車両整備やお客様のご来店の際、ナンバープレートに貼ってある、自賠ステッカーをご確認頂き、
車検、自賠責保険切れ、または期限間近の場合は、リスクもお客様へお伝えし、より安全運転を心掛けるようおすすめください。